



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 クリヤマホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 芦田 敏之
(コード番号 3355、東証第二部)
問合せ先 経営企画副部長 真境名 元弘
電話番号 06-6305-5721

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 24 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成27年12月17日付で公表しておりますとおり、平成28年3月24日開催予定の第76回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、所要の定款変更を行ないます。

2. 定款変更の内容

主な変更の内容は下記のとおりです。

- (1) 監査等委員会および監査等委員についての規定を新設するとともに、監査役および監査役会に関する規定を削除します。
- (2) 取締役会が法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行ないます。
- (3) 業務執行を行なわない取締役につきましても、責任限定契約を締結できる旨規定の変更を行ないます。なお、本変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行ないます。

変更の詳細は、別紙のとおりです。

3. 日程

第 76 回定時株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 24 日

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 ～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第1条 ～ 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p>	<p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 25 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める金額の合計金額とする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める金額の合計金額とする。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議を持って選 定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手續 きを経ないで監査役会を開催できる。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって 定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に 基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役 であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の 限度において、取締役会の決議をもって免除する ことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に 基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令に定める金額の合計金額と する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款 のほか監査役会において定める監査役会規程 による。</u></p>	(削除)
<p>第<u>6</u>章 計 算</p>	第 <u>5</u> 章 計 算
<p>第<u>36</u>条 ～ 第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	第 <u>31</u> 条 ～ 第 <u>34</u> 条 (現行どおり)

